

# 大田原市議会業務継続計画 (議会BCP)



令和4年10月

大田原市議会

## 目 次

### 【総論】

第1	計画の目的	2 P
第2	対象とする災害等	2 P
第3	災害等発生時の議会及び議員の行動指針	3 P
	1. 議会	3 P
	2. 議員	3 P
	3. 議会事務局	3 P
	4. 市との協力・連携	3 P
第4	議会BCP対応組織	4 P
	1. 大田原市議会災害対策本部の設置	4 P
	2. 組織の構成員	4 P
	3. 所掌する事項	4 P
第5	災害等発生時の議長・議員・議会事務局が果たすべき役割	5 P
	1. 議長の役割	5 P
	2. 議員の役割	5 P
	3. 議会事務局の役割	5 P
第6	議会BCPを効果的に運用するための環境整備	6 P
	1. 議会ICT活用	6 P
	2. 代替施設の特定	6 P
	3. 非常時の優先業務の区分	6 P
	4. 防災訓練	7 P
	5. 計画の見直し	7 P
	6. 災害用備蓄品の確保	7 P
	7. 災害用伝言ダイヤル及びインターネット登録の使用	8 P
	災害等発生時の定例会・臨時会等の対応フロー図	9 P

### 【地震・風水害・大規模火災編】

第1	対応段階	11 P
	1. 対応段階と状態	11 P
	2. 対応段階に応じた行動基準	11 P
	(1)予測期	11 P
	(2)初動期	11 P

(3)応急期	12 P
(4)復旧復興期	12 P
議員の市議会災害対策本部への連絡手段	13 P
対応段階に応じた行動基準フロー図	13 P
議員の初動期における行動フロー図	15 P
議会事務局職員の初動期における行動フロー図	16 P

### 【感染症編】

第1 発生段階の定義	18 P
1. 対応段階に応じた行動基準	18 P
(1)レベル1 (国内発生)	18 P
(2)レベル2 (近県発生)	18 P
(3)レベル3 (県内発生)	18 P
(4)レベル4 (市内発生)	19 P
(5)レベル5 (市内感染)	19 P
(6)小康期	20 P
対応段階に応じた行動基準フロー図 (議員)	21 P
対応段階に応じた行動基準フロー図 (議会事務局)	22 P
議員や議会事務局職員が感染者・濃厚接触者となった場合	22 P
感染者又は濃厚接触者発生時における初動期の対応フロー図	23 P

### 【様式】

様式1 議員(職員)安否確認票	24 P
様式2 被害等情報収集連絡票	25 P

# 総論

## 第1 計画の目的

平成23年3月の東日本大震災を契機に、業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という。）の策定が地方自治体にも広がりを見せている。

大田原市議会では、東日本大震災での経験を活かし、平成23年6月に策定した大田原市議会災害対策対応規程（以下、「規程」という。）に基づき、災害が発生した際の議会及び議員が行う対応を定めているところである。

一方で、令和2年3月には、世界保健機関（WHO）が世界的大流行（パンデミック）を宣言した新型コロナウイルス感染症により、大規模災害に匹敵するほどの脅威が発生している。

このことから、これまでの災害対応に加え、感染症等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員等の役割を定めた大田原市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定する。

## 第2 対象とする災害等

議会BCPの対象とする災害等（以下「対象災害等」という。）は、表1のとおりとする。

【表1】

対象災害等 種別	内 容
地震	・震度6弱以上の地震が発生したとき
風水害	・特別警報が発表されたとき
感染症	・厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症で、措置を講じなければ市民の生命及び健康に重篤な影響を与える恐れのあるものが発生したとき
その他	・原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第15条第2項に定めるものをいう。）に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に市域が含まれるとき ・大規模な火災、爆発、テロ行為等により、相当規模の災害が発生したとき ・その他議長が必要と認めるとき

### 第3 災害等発生時の議会及び議員の行動指針

#### 1. 議会

議会は、市内で大規模な災害等が発生した非常事態時においても、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する必要がある。

また、災害発生時の初動期対応から復旧・復興期の各段階においても、さまざまなケースを想定し、必要に応じて審議・調査等が行えるよう体制を整えておかなければならない。

#### 2. 議員

議員は、対象災害等発生時には、地域の一員として災害等の対応を行いながら、地域の被災状況や要望等の情報収集及び市民への正確な情報提供に努める。

また、市が初動体制や応急対応に専念できるよう、災害等の情報の収集及び要請等の行動については、議員が個々に行うのではなく、その状況と必要性を見極めた上で議会として集約し、対応しなければならない。

また、行政監視機能と議決機関としての機能を適正に実行するため、常に市議会災害対策本部からの情報を収集・確認する。

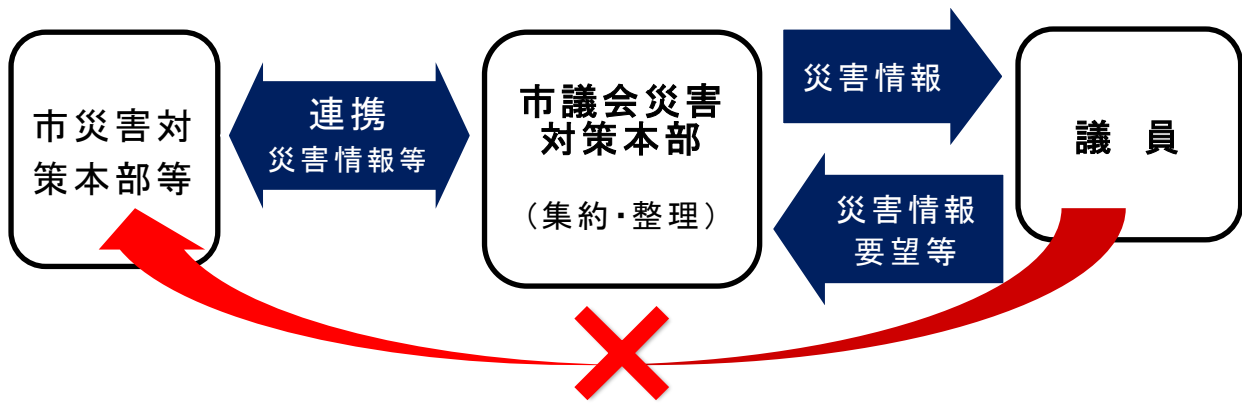
#### 3. 議会事務局

大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱第5条及び第6条の規定により行動する。

#### 4. 市との協力・連携

災害等発生時において、実質的かつ主体的に対応に当たるのは、市（執行機関）である。議会は、議事・議決機関としての役割を担っており、その範囲を踏まえて災害に対応することが基本となる。特に災害初期段階においては、市は情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想される。

議会と市、それぞれの役割を踏まえ、情報の共有を主体とする市との協力・連携体制を整えるものとする。



## 第4 議会BCP対応組織

### 1. 大田原市議会災害対策本部の設置

- (1) 議長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、規程第2条に基づく大田原市議会災害対策本部（以下「市議会災害対策本部」という。）を設置する。
- (2) 議長は、議会BCPの対象となる災害等の対策が概ね完了したと判断したときは、市議会災害対策本部を解散する。

### 2. 組織の構成員

- (1) 市議会災害対策本部の組織は、規程第4条の規定に基づき、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。
  - ア 本部長（議長）
  - イ 副本部長（副議長）
  - ウ 本部役員（議会運営委員長、常任委員会委員長、会派代表者）
  - エ 本部員（上記を除く議員）
- (2) 本部長及び副本部長に事故あるとき又は欠けたときは、表2の順位に従い、その職務を代理する。
- (3) 本部長は、本部役員に事故あるとき又は欠けたときは、本部委員の中から当該本部役員を代理するものを選任することができる。

### 3. 所掌する事項

- (1) 規程第5条に規定される事項を行う。
  - ア 本部員からの情報の把握に関すること。
  - イ 市災害対策本部への情報提供に関すること。
  - ウ 市災害対策本部からの情報収集に関すること。

- エ 国・県・地元選出関係国会議員、関係団体等への要望に関すること。
- オ 本部員への情報伝達に関すること。
- カ 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項。

【表 2】

順位	本部長の職務を代理する者	副本部長の職務を代理する者
第 1 位	副議長	議会運営委員会委員長
第 2 位	議会運営委員会委員長	総務常任委員会委員長
第 3 位	総務常任委員会委員長	民生文教常任委員会委員長
第 4 位	民生文教常任委員会委員長	建設産業常任委員会委員長
第 5 位	建設産業常任委員会委員長	議会運営委員会副委員長

## 第 5 対象災害等発生時の議長・議員・議会事務局が果たすべき役割

### 1. 議長の役割

- (1) 市議会災害対策本部の設置と委員の招集を行う。

### 2. 議員の役割

- (1) 自らの安否・居所・被害状況等を市議会災害対策本部へ報告する。
- (2) 自治会や自主防災組織等の災害支援活動に協力する。
- (3) 被災者に対する相談及び助言等を行う。

### 3. 議会事務局の役割

- (1) 災害発生又は発生見込みの段階で、表 3 により初動対応を行う。
- (2) 市議会災害対策本部の会議運営支援を行う。
- (3) 市災害対策本部に対し必要な協力・支援を行う。
- (4) 議員からの情報を市災害対策本部に提供する。
- (5) 市災害対策本部の会議結果を議員に周知する。
- (6) 市議会災害対策本部の会議結果を本部員に周知する。
- (7) 地域の被災状況や意見・要望を市議会災害対策本部で調整する。
- (8) 復旧等に必要な条例や予算等の審議を行う。



【表 3】

勤務時間内	勤務時間外
① 自身の安全確保 ② 来庁者の避難誘導 ③ 議員の安否確認 ④ 議会設備の被害状況確認 ⑤ 市議会災害対策本部の設置・運営準備	① 自身と家族の安否及び住居等の被害状況の確認 ② 議長及び副議長の安否及び住居等の被害状況の確認 ③ 議会事務局職員の安否及び住居等の被害状況の確認 ④ 議会事務局への参集 ⑤ 議員の安否及び住居等の被害状況の確認 ⑥ 議会設備の被害状況の確認 ⑦ 市議会災害対策本部の設置・運営準備

## 第 6 議会 B C P を効果的に運用するための環境整備

### 1. 議会 I C T 活用

- (1) 災害対応に係る情報収集・連絡は、議員所有のタブレット端末から行う。
- (2) タブレット端末の機能は「Gメール」、「Google マップ」を活用する。
- (3) 議員個人所有のパソコン・スマートフォン等も併用して活用する。
- (4) 大規模災害発生直後は、固定電話や携帯電話等の電話回線が輻輳する恐れがあるため使用しない。(メールや SNS を活用する)
- (5) タブレット端末の操作は日頃から研鑽する。

### 2. 代替施設の特定

- (1) 大田原市業務継続計画により、本庁舎南別館・湯津上庁舎・黒羽庁舎とする。
- (2) 代替施設に議会事務局・議場・委員会室を設置する。
- (3) 全員協議会は議場で行う。

### 3. 非常時の優先業務の区分

- (1) 大田原市業務継続計画（大規模災害編）により災害の現況把握を行う。
- (2) 大田原市業務継続計画（I C T 編）によりシステムの復旧を目指す。

#### 4. 防災訓練

- (1) 机上訓練や情報伝達訓練を毎年行う。
- (2) 防災訓練とICT訓練を並行して行う。

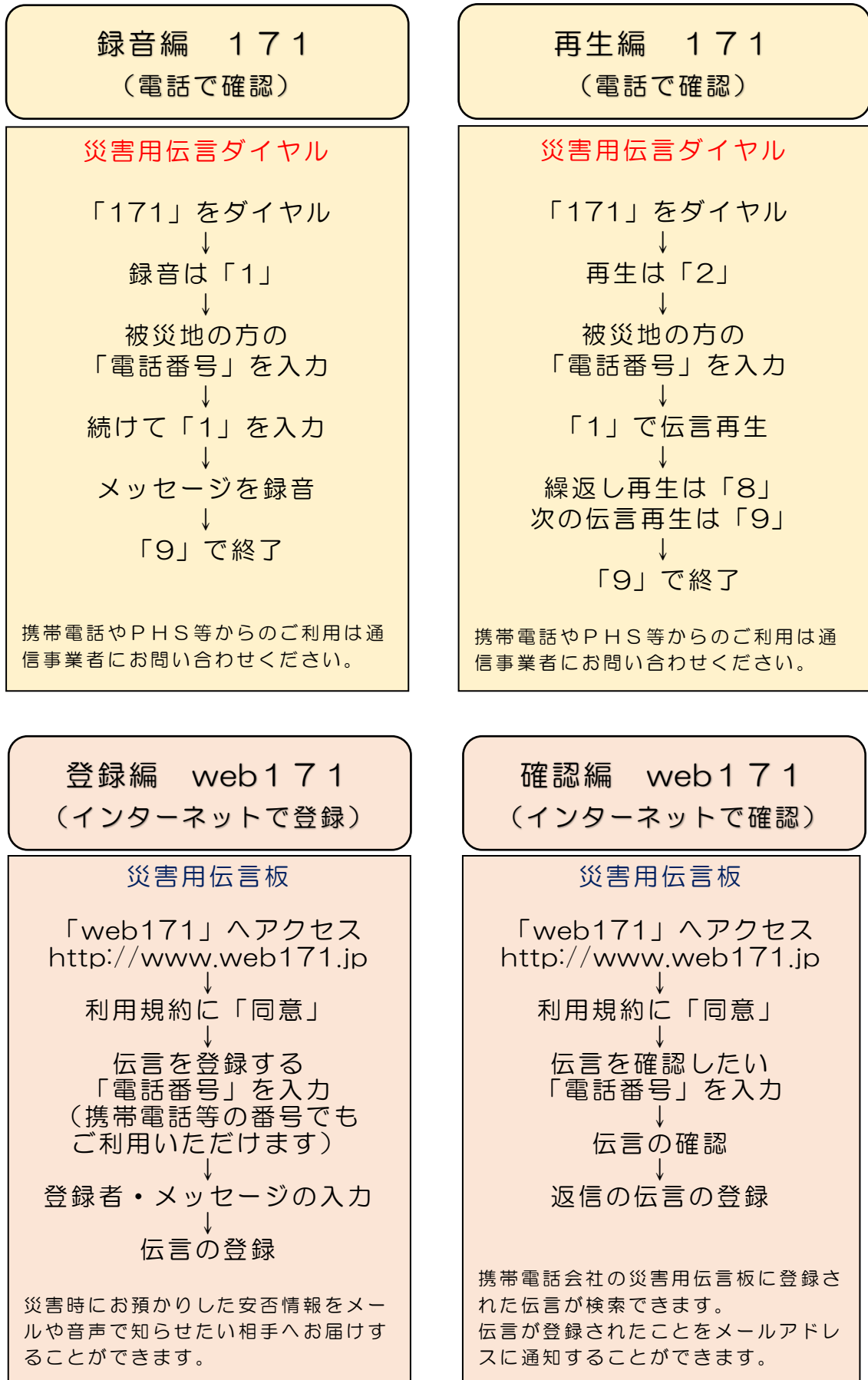
#### 5. 計画の見直し

- (1) 本計画は、過去の事例等を検証し定期的に見直しを行う。

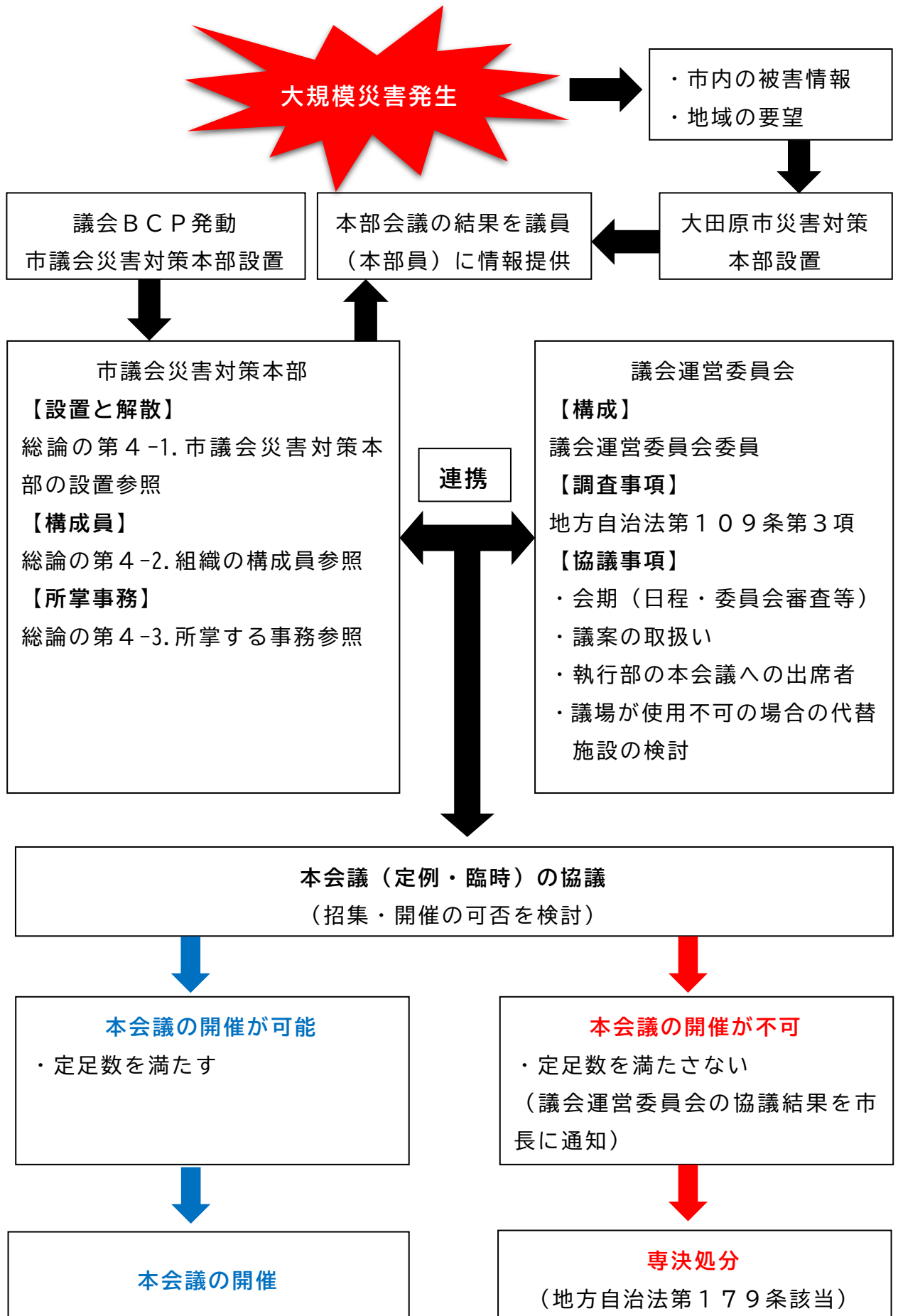
#### 6. 災害用備蓄品の確保

- (1) 議員及び事務局職員は各自必要と思われる備蓄品を普段から確保し、有事の際に持参する。
- (2) 議員は、自主防災組織や自治会に対し、ローリングストックの必要性・重要性を周知する。

## 7. 災害用伝言ダイヤル（171）及びインターネット登録（web171）の使用



災害等発生時の定例会・臨時会等の対応フロー図



# 地震・風水害・大規模火災編

# 第1 対応段階

## 1. 対応段階と状態

- (1) 予測期（発災前）
- (2) 初動期（発災から概ね3日）
- (3) 応急期（発災4日目から7日目）
- (4) 復旧復興期（発災8日目から1か月）

## 2. 対応段階に応じた行動基準

### (1) 予測期

- ア 議員と事務局は、災害発生が予想されるときは行動基準の確認を行う。
- イ 議員と事務局は、タブレットによる情報の相互確認を行う。

### (2) 初動期

#### ア 会議開催中

- (ア) 議長等は、会議を休憩し出席者と傍聴人等の安全確保を行う。
- (イ) 議長等は、状況により会議を閉じる。
- (ウ) 議長等は、必要に応じ議員を待機させる。
- (エ) 委員会や会派等の代表は、被害状況を議長に速やかに報告する。
- (オ) 議長は、速やかに市議会災害対策本部の設置を判断・決定する。

#### イ 会議等が行われていない場合、議員が登庁していない場合

- (ア) 議長は、速やかに市議会災害対策本部の設置を判断・決定する。
- (イ) 議長は、速やかに市議会災害対策本部設置の旨を全議員に連絡する。
- (ウ) 議員は、自分や家族等の安否を確認し、議員安否確認票（様式1）により議会事務局へ報告する。
- (エ) 議員は、地域の被害状況について可能な範囲で調査し、タブレット又は、被害等情報収集連絡票（様式2）により議会事務局へ報告する。
- (オ) 議員は、市議会災害対策本部からの指示があるまでは議会BCPにより行動する。
- (カ) 議員は、自治会や自主防災組織等の災害支援活動に協力する。
- (キ) 議員は、被災者の安全確保や避難誘導にできる限り協力する。

### (3) 応急期

#### ア 以下の項目についての情報一元化

(ア) 議会事務局は、議員から提供された地域の災害情報を集約整理し、市災害対策本部に提供する。

(イ) 議会事務局は、市災害対策本部からの情報を全議員に提供する。

(ウ) 議会事務局は、その他必要な情報を全議員に提供する。

(エ) 議会事務局は、災害救助法適用や激甚災害指定等に関する情報を全議員に提供する。

(オ) 議会行事等について、活動（開催・参加・不参加）方針を協議する。

(カ) 市議会災害対策本部は、その他必要な事項について協議し、議員に指示する。

(キ) 議員は、議会事務局をとおして市議会災害対策本部へ連絡する。

（フロー図1参照）

(ク) 議会タブレットにより連絡する。（議会ICT活用）

イ 携帯電話会社の通信障害等の発生により議会タブレットが使用不可となった場合は、電話回線を使用する。

ウ 固定及び携帯の電話回線の輻輳や通信障害が発生した場合は、議員個人のパソコンやスマートフォンにより、メール等で連絡する。

### (4) 復旧復興期

ア 市災害対策本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じて執行部に対し復旧の状況や今後の対応の説明を求める。

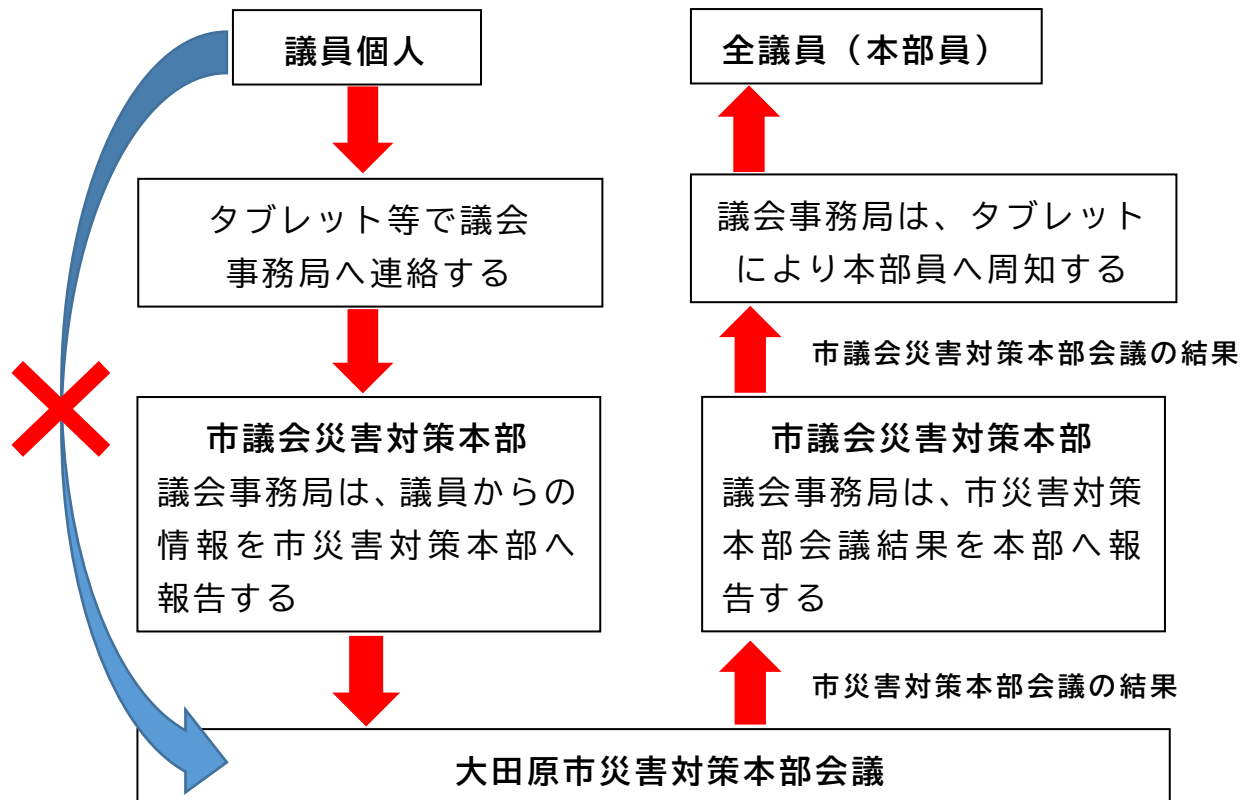
イ 議会事務局は、市災害対策本部からの情報を全議員に提供する。

ウ 議会行事等について、活動（開催・参加・不参加）方針を協議する。

エ 迅速な復旧復興の実現に向け、国・県等に対し要望活動を行う。

オ 市民の意見・要望を踏まえ市災害対策本部と連携を図る。

議員の市議会災害対策本部への連絡手段（フロー図1）



対応段階に応じた行動基準フロー図

（地震・風水害・大規模火災編）

予測期（発災前）

対象	やるべきこと
議員	議会BCPを事前に確認する
議会事務局	情報連絡体制を確認する（議会タブレット等の確認等） 災害予測情報等を確認する（気象庁HPより）

初動期（発災から概ね3日）

対象	やるべきこと
市議会災害対策本部等	市議会災害対策本部を設置する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会運営委員会と連携し、本部会議の開催日時を調整する</li> <li>・ 本部会議は解散するまでの間は定期的に行う</li> <li>・ 会議では本部長や議員からの災害情報を整理する</li> <li>・ 整理した情報を市災害対策本部へ提供する（提供のみ）</li> </ul>



議会・議員	<p><b>【議会開催中】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議等を休憩又は延会する（会議規則）</li> <li>・ 議会運営委員会、全員協議会を開催する</li> </ul> <p><b>【議会閉会中】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員は、議会運営委員会の会議結果で行動する</li> <li>・ 議員は、自身や身近にいる人の安全を確保する</li> <li>・ 議員は、自身の安否や被害情報について、様式により議会事務局へ連絡する</li> <li>・ 視察・出張時は速やかに帰市する</li> <li>・ 自治会や自主防災組織の活動に協力する</li> <li>・ 被災者の相談・助言等を行う</li> <li>・ 被害状況等の情報を市議会災害対策本部へ連絡する</li> </ul>
議会事務局	<p>議会運営体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市議会災害対策本部、会派代表者会議、議会運営委員会、全員協議会、本会議支援</li> <li>・ 来庁者の避難誘導、庁舎内被災者の救出等を支援する</li> <li>・ 市災害対策本部会議の結果を全議員へ情報提供する</li> <li>・ 議員及び事務局職員の安否確認</li> <li>・ 議場や機材の被害確認</li> </ul>

応急期（発災４日～７日）

対象	やるべきこと
市議会災害対策本部等	災害救助法や激甚災害等の指定状況を確認する
議会・議員	<p>常任委員会、全員協議会を随時開催する</p> <p>各種議会関係行事の開催・参加・不参加を協議する</p>
議会事務局	県内の被災自治体の議会事務局との情報共有や相互支援を図る

復旧復興期（発災８日～１か月）

対象	やるべきこと
市議会災害対策本部等	市議会災害対策本部を解散する
議会・議員	復旧復興に関する県や国への要望活動を行う
議会事務局	通常業務

◆議員の初動期における行動フロー図

議会BCP対象の災害発生

自身や家族の被災・住居の被害

ない

ある

自身が被災し、救護を要する場合

家族が被災した場合

住居被害のみの場合

家族等から連絡

死亡・重症

軽症

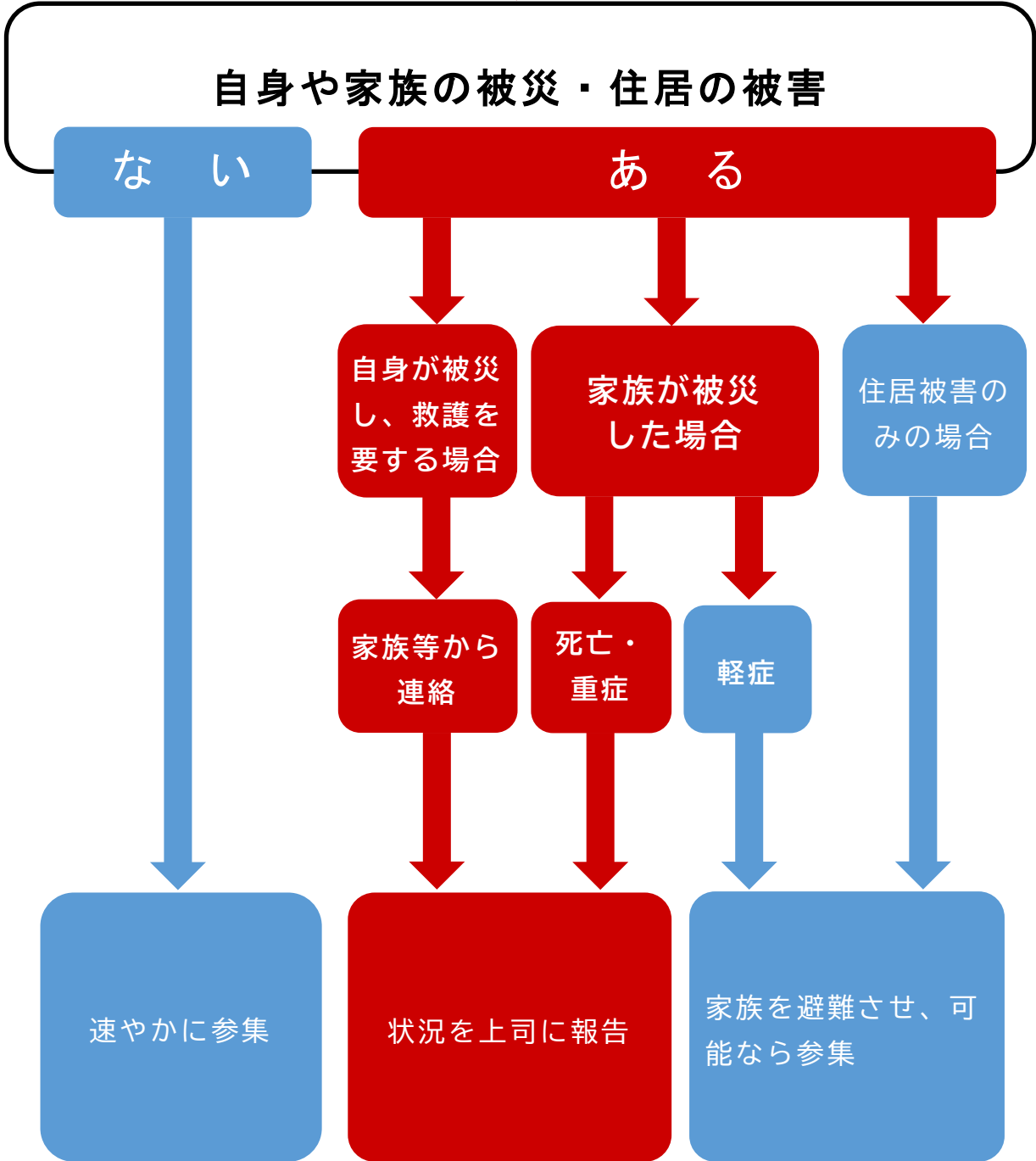
状況を市議会災害対策本部に連絡。安全を確保しつつ、地域の救援・復旧活動に協力

市議会災害対策本部に状況を報告

家族を避難させ、状況を市議会災害対策本部に報告。可能なら地域の救援・復旧活動に協力

◆議会事務局職員の初動期における行動フロー図

議会BCP対象の災害発生



# 感 染 症 編

## 第1 発生段階の定義

未知のウイルス発生に備え、「大田原市新型インフルエンザ等対策行動計画」、「大田原市業務継続計画（新型コロナウイルス感染症対応編）」を参考に発生段階を次の6段階に分類する。

発生段階	状 態
レベル1 国内発生	国内で感染症の患者が発生したが、栃木県内では発生していない。
レベル2 近県発生	栃木県近県で感染症の患者が発生し、増加している。
レベル3 県内発生	栃木県内で感染症の患者が発生したが、大田原市内では発生していない。
レベル4 市内発生	大田原市内で感染症の患者が発生。
レベル5 市内感染	大田原市内で感染症の患者が多数発生。
小康期	患者の発生が減少し、流行が低い水準となった。

### 1. 対応段階に応じた行動基準

#### (1) レベル1（国内発生）

##### ア 予防・まん延防止

(ア) 議会ホームページや議会フェイスブック、議会だより等を活用し、執行部と連携し情報を発信する

#### (2) レベル2（近県発生）

##### ア 予防・まん延防止

(ア) 議員は、県外出張を自粛する。

(イ) やむを得ず感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告し滞在中の記録を取り、帰市後は国・県が定める期間中は外部との接触を控える。又、体調の変化に注意し、異変を感じた場合は速やかに保健所の指示に従い、結果を議会事務局へ報告する。

(ウ) 感染が確認された都道府県内からの行政視察を制限する。

#### (3) レベル3（県内発生）

##### ア 体制の整備

(ア) 会派代表者会議・全員協議会を開催し対応方針を協議・決定する。

イ 予防・まん延防止

(ア) 議員は、市外行事への参加を見合わせる。

(イ) やむを得ず感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告し滞在中の記録を取り、帰市後は国・県が定める期間中は外部との接触を控える。又、体調の変化に注意し、異変を感じた場合は速やかに保健所の指示に従い、結果を議会事務局へ報告する。

(ウ) 県外に加え、市外からの行政視察等の受入れを制限する。

(エ) 議会傍聴は原則、中継視聴とする。

(オ) 委員会等の傍聴希望者に対し、検温・マスク着用・手指消毒等の基本的な感染対策の徹底を要請する。

(カ) 議員及び事務局職員は、検温・マスク着用・手指消毒等の基本的な感染対策の実践を徹底する。

(4) レベル4（市内発生）

ア 活動方針の決定

(ア) 議長は、市議会災害対策本部設置を検討する。

(イ) 議長は、議会の活動方針を協議・決定する。

イ 予防・まん延防止

(ア) 議員は、出張を自粛する。

(イ) 不特定多数の人が接触する可能性の高い議会行事の開催や参加を制限するが、やむを得ず開催や参加を行う場合は、事前に議会事務局に報告し、行動を記録する。行動後は体調管理を徹底し、異変を感じた場合は速やかに保健所の指示に従い、結果を議会事務局へ報告する。

(ウ) 行政視察等の受入れは原則オンラインとする。

(エ) 議会傍聴は原則、中継視聴とする。

(オ) 委員会等の傍聴は原則禁止とする。

(カ) 議員及び事務局職員は、基本的な感染対策の実践を徹底する。

(5) レベル5（市内感染）

ア 実施体制（市議会災害対策本部設置後）

(ア) 市議会災害対策本部は、市対策本等と連携・協力する。

イ 予防・まん延防止対策

- (ア) 不特定多数の人が接触する可能性の高い議会行事の開催や参加を制限する。
- (イ) 行政視察等はオンラインのみとする。
- (ウ) 議会傍聴は、中継視聴のみとする。
- (エ) 委員会等の傍聴は禁止とする。
- (オ) 議員及び事務局職員は、基本的な感染対策の実践を徹底する。
- (カ) 事務局職員はテレワークや時差出勤を積極的に行う。

(6) 小康期

ア 実施体制

- (ア) 患者の発生状況、国県市の動向を見極め、市議会災害対策本部を解散する。

イ 予防・まん延防止対策

- (ア) 不特定多数の人が接触する可能性の高い議会行事の開催や参加について、制限を緩和・解除する。
- (イ) 行政視察等の受入れ制限を緩和・解除する。
- (ウ) 議会や委員会等の傍聴の制限を緩和・解除する。
- (エ) 感染症対策について実践の徹底を緩和・解除する。

対応段階に応じた行動基準フロー図（次ページ参照）

対応段階に応じた行動基準フロー図（議員）

レベル	項目	何をするか
レベル1	会派・議運・全協	議会对応方針の協議（随時）
	感染予防	積極的に実施
	旅行、出張の規制	まん延県への移動自粛
	議会関係行事の開催規制	自粛
レベル2	会派・議運・全協	議会对応方針の協議（随時）
		県外への視察等実施可否判断
		県外からの視察等受入可否判断
	感染予防	積極的に実施
	旅行、出張の規制	まん延県への移動自粛
	議会関係行事の開催規制	自粛
	行動・健康状態の管理	必要に応じ行動記録を作成 必要に応じ検温等による健康状態の把握
レベル3	会派・議運・全協	議会对応方針の協議（随時）
		県外への視察等実施可否判断
		県外からの視察等受入可否判断
	感染予防	積極的に実施
	旅行、出張の規制	市外への移動自粛
	議会関係行事の開催規制	自粛・中止
	行動・健康状態の管理	必要に応じ行動記録を作成 必要に応じ検温等による健康状態の把握
レベル4	会派・議運・全協	議会对応方針の協議（随時）
		県外への視察等実施可否判断
		県外からの視察等受入可否判断
		議会等傍聴自粛要請
		議長は、市議会災害対策本部の設置を検討する
	感染予防	積極的に実施
	旅行、出張の規制	不要不急な外出の自粛
	議会関係行事の開催規制	中止
	行動・健康状態の管理	行動記録の作成と検温等による健康状態の把握
レベル5	会派・議運・全協	レベル4同様（視察・傍聴は特に検討）
	感染予防	強く実践
	旅行、出張の規制	レベル4同様
	議会関係行事の開催規制	レベル4同様
	行動・健康状態の管理	レベル4同様
小康期	会派・議運・全協	解除に向けた協議を実施



対応段階に応じた行動基準フロー図（議会事務局）

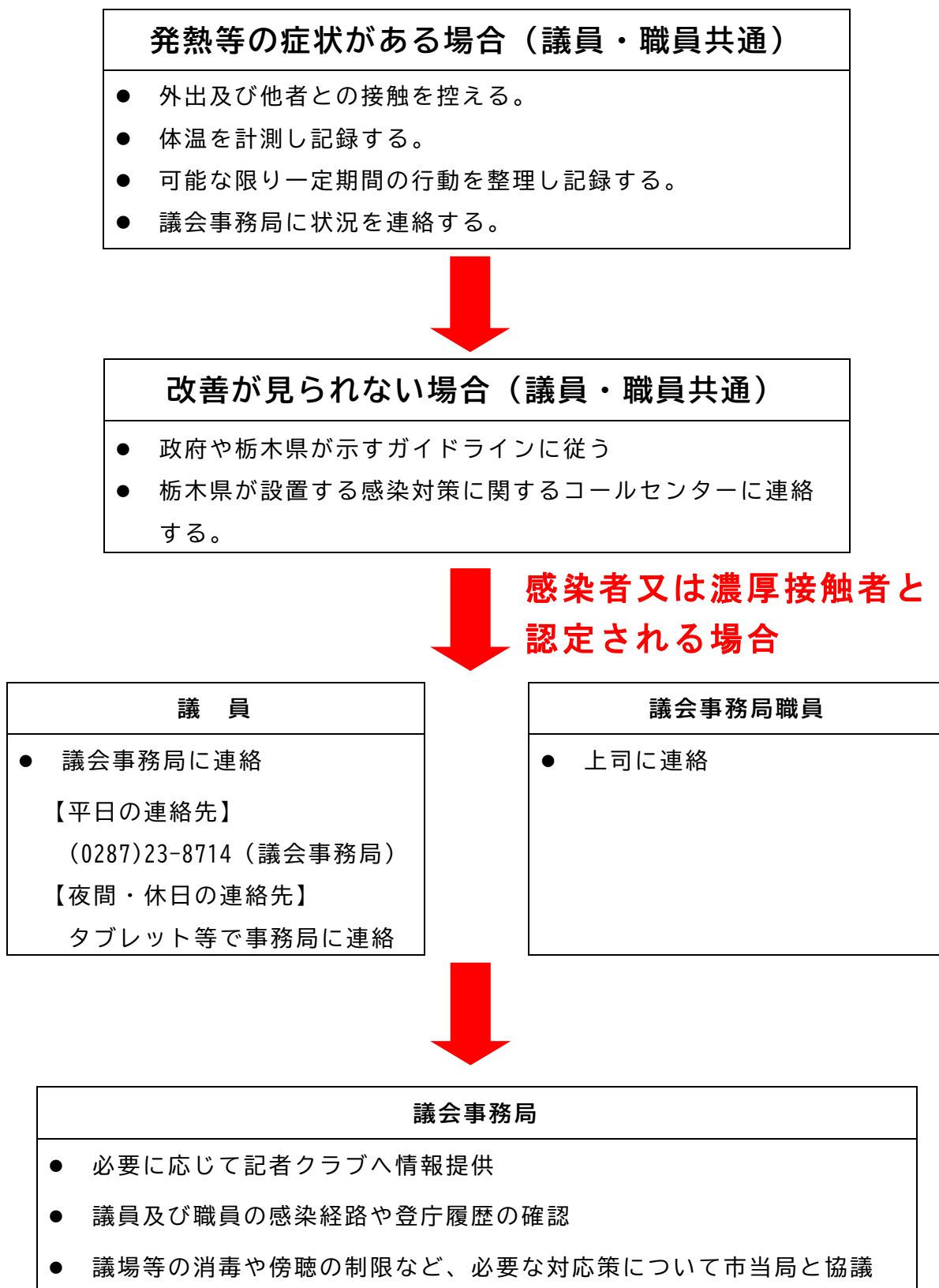
レベル	項目	何をするか
レベル1	会派・議運・全協	運営支援
	情報連絡体制の確立	国・県・市からの情報を議員へ提供する
	予防・まん延防止啓発	議会ホームページ・議会だより・SNSで周知
レベル2	会派・議運・全協	運営支援
	情報連絡体制の確立	国・県・市からの情報を議員へ提供する
	予防・まん延防止啓発	議会ホームページ・議会だより・SNSで周知
		手指消毒液等の設置
レベル3	会派・議運・全協	運営支援
	情報連絡体制の確立	国・県・市からの情報を議員へ提供する
	予防・まん延防止啓発	議会ホームページ・議会だより・SNSで周知
		手指消毒液等の設置
レベル4	会派・議運・全協	運営支援
		議員の健康状態把握
		当局との協議・調整
	情報連絡体制の確立	国・県・市からの情報を議員へ提供する
	予防・まん延防止啓発	議会ホームページ・議会だより・SNSで周知
		手指消毒液等の設置
レベル5	会派・議運・全協	レベル4同様
	情報連絡体制の確立	レベル4同様
	予防・まん延防止啓発	レベル4同様
小康期	会派・議運・全協	解除に向けた協議を実施

2. 議員や議会事務局職員が感染者・濃厚接触者となった場合

- (1) 速やかに議会事務局に報告する。
- (2) 感染と認定された場合は、保健所の指示に従い、指定された医療機関等で治療を行い、治療経過を議会事務局に報告する。
- (3) 濃厚接触者に該当する場合は政府や県のガイドライン等に従い行動する。

感染者又は濃厚接触者としての初動期の対応フロー（次ページ参照）

## 感染者又は濃厚接触者発生時における初動期の対応フロー図



【様式 1】

議員（職員）安否確認票

安否確認日時	月 日 ( ) 時 分	議員（職員）	
安否確認者	事務局職員：	氏名	

安否 状況	本人	被災	無	
			有	軽傷 ・ 重症 ・ その他 ( )
	家族	被災	無	
			有	軽傷 ・ 重症 ・ その他 ( )
所在地	市内	自宅 ・ 自宅外 ( )		
	市外	場所 ( )		
居宅の 状況	被害	無		
		有	居宅の被災状況を具体的に記載 (例：家の傾き、床下浸水、一部焼失 等)	
参集の 可否	可・否	参集可能な日時を記載		
連絡先	議員本人と連絡が取れない場合は家族等の連絡先を記入			
その他				

該当箇所を○で囲んでください。(FAX若しくはメールで送信)

議会事務局宛 FAX (0287) 23-8297

議会Gメール：[gikai@bu.k-cloud22.biz](mailto:gikai@bu.k-cloud22.biz)

【様式 2】

被害等情報収集連絡票

情報内容	至急・通常
------	-------

報告者		受信日時	月 日 ( ) :
連絡方法		受信者	

現地確認日時	月 日 ( ) 時 分 確認
被害等発生概況	(具体的に記載)
指定緊急避難場所 指定避難所の状況	(避難場所・指定避難所の名称 : )
被害状況等	(被災者の状況)
	(道路やインフラ等の状況)
応急対応の状況	
必要と思われる 対策・措置	
その他	